

書評会『〈助言者〉 ホッブズの政治学』

Colloquium: Politics of Hobbes as a “Counsellor”

上田 悠久/梅田 百合香/岡田 拓也
犬塚 元 /稲村 一隆

要約

「書評会：上田悠久『〈助言者〉 ホッブズの政治学』」における、発言やコメントをまとめる。「助言」を切り口にホッブズの著作を読み解く本書について、評者（討論者）からは独創性や研究への貢献が評価される一方、議論の構成、分析枠組みの設定、テキストの解釈などについて鋭い意見が寄せられた。

はじめに

2021年10月30日、社会思想史学会第46回研究大会（オンライン開催）の公募企画セッションBとして、「書評会：上田悠久『〈助言者〉 ホッブズの政治学』」が開催された。この書評会では、まず本セッションの世話人（司会）であるアリストテレス研究者の稲村が書評会開催の意義を紹介した後、『〈助言者〉 ホッブズの政治学』（風行社、2021年。以下「本書」）の著者である上田が本書の概要を説明した。それに対して、トマス・ホッブズを専門に研究する二人の討論者（梅田と岡田）と、デイヴィッド・ヒュームを専門とし、17世紀イングランドにも明るい討論者（犬塚）がコメントおよび質問を行った。そしてこれらのコメントに上田が応答した後、フロアとの質疑応答を行った。セッションには登壇者以外にも20名ほどが参加し、活発な議論が展開された。すでに書評会の概要は報告書として社会思想史学会のWebサイトで公開されているが¹、詳細な記録ではなく、書評会での充実したディスカッションの記録

として十分とは言えない。そこで今回、書評会での発言やコメントを文章としてまとめ、書評会ノートにすることを企画した。なお本稿は当日の議論をそのまま書き起こしたのではなく、終了後に補足などを含めて文章としたものであることに注意されたい。また質疑応答では複数の参加者から鋭い質問が寄せられたが、ここでは紙幅の都合もあり、世話人の稲村からの質問およびそれに対する応答を、第四の討論として再構成し掲載する²。

1. 本書概要（上田）

序論では、本書で取り組むテーマを示した。学知（科学）の方法を用いて国家や主権者の正当性を論じたホッブズは、アリストテレス的な実践知としての政治学を、「近代的」学知としての政治学へと転換したとされる。しかし実践知としての政治学において重要な課題であった政治と哲学の緊張関係、および両者の架橋を、ホッブズが学知の導入によって克服したと言えるのか、評価は定まっ

1 <http://shst.jp/home/conference/pastconferences/第46回大会セッション事後報告/> (2022年9月2日閲覧)

2 以下断りのない限り、本文中で示すページ数は本書のページ数を指す。

ていない。本書ではホッブズがむしろ、現実政治に取り組む実践知の関心を引き受け、初期近代特有の多様な知のあり方を体現していることを明らかにする。そこで本書が注目するのが、これまで等閑視されてきた政体 (constitution) の内実に関するホッブズの議論、そしてその中でも彼が特徴的な役割を与えていた助言 (counsel) に関する議論である。本書では『リヴァイアサン』を中心としたホッブズの著作で展開される助言論を分析することで、ホッブズがいかなる意味で「助言者」であったのかを問い、ホッブズが目指した「新しい政治学」について考えた。

第1部では、ホッブズの助言論とは何であるか考察した。

第1章では古代から初期近代、大陸ヨーロッパからイングランドへと受け継がれていった、助言をめぐる言説の歴史を概観し、ホッブズがこの言説に影響を受けていたことを示した。古代ではアリストテレスやキケロなどが、観照的生活の意義を認めつつも政治的生活への参与を説き、ストア派は哲学者が為政者に助言をする意義を説いた。行動における判断をもたらす「思慮」(prudence) の意義、おべっか使い (flatterers) を斥け良き友を得よとする友人論、議会などにおいて発揮される審議的レトリックなど、その後の助言論の骨格を成す議論が展開された。こうした古代の言説は、中世およびルネサンスにおける「君主鑑」の伝統に影響を与えた。世俗と霊的事柄に関して君主に対して助言を試みる「君主鑑」では、情念を制御しキリスト教の道徳に従う有徳な君主が描かれたが、マキアヴェッリなど、そうした言説からの逸脱も見られた。また国家理性論の台頭の中で、経験ある助言者の必要性も論じられていた。こうした言説はイングランドにもたらされ、ホッブズが助言について論じる背景となったのである。

第2章ではホッブズの助言論の全体像につ

いて、集合的な熟議と内面における熟慮の関係性を軸に明らかにした。ホッブズは、それまで表明していた合議制、集合的熟議への懐疑を、『リヴァイアサン』では、主権者が「悪い助言」に支配される危険として紹介する。そこで主権者は「善い助言者」を選定しなければならないが、彼は善い助言者には政体に関する学知と、コモンウェルス防衛のために必要な経験的知識の両方が必要だと強調する。こうした知識は、主権者がある行為をするか否かを熟慮する際、行為の帰結の予測をもたらすものであり、主権者に仕える助言者は主権者自身の熟慮を補佐する。さらに熟慮に必要な知識を助言者は言語によって主権者に伝達しなければならないため、助言からはレトリックが排除されなければならない。そして雄弁に起因する熟議の困難を避けるためには、自ら熟慮し行為する一人の君主の下で、複数の助言者が個別に助言をする君主制がもっとも望ましい政体だと結論づけるのである。

第2部では、ホッブズが助言論を語った文脈について考察した。

第3章では、ホッブズが既存の教会統治、既存の宗派を論難するべく助言論を用いたことを示す。彼は『法の原理』と『市民論』において、聖職者が助言者であり、聖職者の権威は主権者に由来すると示したが、『市民論』では信仰に関して主権者は「聖職者を通して」すなわち聖職者の助言に基づき判断しなければならないとする。一方『リヴァイアサン』において主権者による立法権や強制権力の独占を強調するホッブズは、主権者に対する聖職者の従属を一層求める。彼によればキリストも聖職者も助言者であり、新約聖書も助言にしか過ぎず、聖職者やその合議体である教会会議は単独で破門権を行使することもできない。ホッブズは聖職者の助言を認めるが、聖職者の正当性が神権ではなく主権者の権威に基づくことを明確にし、聖職者の主体

性を完全に否定する。ホッブズはこうした教会権力批判においてカトリックを明示的に批判するが、主教制（監督制）の一層の強化を説く国教会ロード派や、国王権力から独立した教会会議の導入を目指す長老派も批判しているのである。

第4章ではホッブズが助言論を語った政治的文脈として、法律家批判と議会批判を取り上げた。まず法的事柄に精通し従事した経験をもつ法律家の意義を強調するエドワード・クックら既存の法律家に対し、ホッブズは裁判官を主権者に司法権を委ねられた公的代行者と位置づけ、既存の法律家たちは裁判官への助言者であると論じ、法律家による主体的判断はできないと反論した。そして、裁判官が平和の実現という国家設立目的にしたがって判断するよう、衡平と立法者の意図とを結びつけることで示していたのである。次に、ヘンリー・パーカーら議会派の論客が人民の代表者かつ王の助言者としての議会の意義を示していたのに対し、ホッブズは議会が代表者としても、助言者としても不適であることを論じ、議会派の言説に反論していたことを明らかにした。そしてこうした批判が議会批判にとどまるものではなく、身分制評議会など、当時イングランド政治のアクターであった様々な助言者たちをも標的にしたものであることも示した。

第3部では、ホッブズが「助言者」として何を語ったのか考察した。

第5章では、ホッブズの政体構想について再考した。同時代のクラレンドン伯エドワード・ハイドや主教ジョン・ブラモールら、王の助言者を自負する「立憲王党主義者」は、「哲学者」ホッブズの政治論はイングランド政体への無理解に基づく荒唐無稽な議論であり、ホッブズは助言者として不適だと指摘した。この批判は、政治が経験に基づく実践的な営みであるとする伝統的思想を背景として展開された。だが主権とその行使（運営

administration）を峻別するホッブズは『リヴァイアサン』において、主権者が国家運営を代行者に委ねるのではなく、経験豊富な助言者の助けを借りて自ら国家運営に携わることを構想しており、既存の助言者は多様なアクターが織り成す多元的な国家の運営に欠かせないアクターとして、ホッブズの議論では位置づけられていたのである。ただしホッブズは内戦防止のためには絶対的主権者が必要だとしており、この点において立憲王党主義者とは折り合わなかったのである。

第6章では、既存の助言者たちが重視していた歴史叙述の伝統に対する、彼の取り組みに注目した。まず若きホッブズが執筆に関与したとされる「タキトゥス論」に注目し、彼が古代ローマの歴史から、内戦を契機として王制から共和制、そして帝制へと政体移行することを学んでいたと示した。次に主権概念を導入して以降の彼の議論において、移行よりも国家の解体が強調される一方、『法の原理』や『市民論』では国家設立の際にまず民主制が打ち立てられ、そこから国家の解体を経ずに君主制や貴族制への移行が可能とされていたことを指摘した。一方『リヴァイアサン』でローマ史の政体移行は移行ではなく国家解体の例として登場するものの、依然としてローマ史が重要な例として登場している。以上の政体移行論からは、歴史から政体にかんする無謬の知識を得られないと述べていたはずのホッブズが、実は歴史から一般的知識を学び取っていることが示唆される。ホッブズは教会統治論でも「分析」と「総合」の概念を使って教会の成立と解体を論じており、これをホッブズの哲学的方法論に沿って検討することで、幾何学的学知に基づく論証的で無謬の知識とされたホッブズの政治学が、実際には蓋然性を内包したものであり、歴史的事実のような経験的知識から得られたものであることを示した。

そして結論では、ホッブズの助言論が彼の

政治学を理解する鍵であることを示し、ホッブズが如何なる意味において「助言者」であったのかを問うた。ホッブズは、伝統的な実践としての政治を重視する言説に見直しを迫った一方で、伝統的言説を単に排除するのではなくそこに根ざしながら、哲学者として現実に向き合い、新たな多元的政体構想を提案していた。これは初期近代における知の混濁を体現していると言えよう。よってホッブズは既存の助言者像に照らせば助言者とは言えないが、彼は政治と哲学の緊張関係を如何に架橋するのかという実践知の問題関心に正面から取り組んだ助言者と言える。こうして生み出されたホッブズの「新しい政治学」を体現しているのが、理論と実践の狭間でもがき、思考し続ける、他ならないホッブズだったのである。

2. 討論1 (梅田)

評者は本書について、二つの点を評価する。第一に、本書は、「助言者」というテーマで切り込むことにより、ホッブズにおいて「哲学(学知)」と「歴史(経験的知識)」の関係がどのようになっているのかについて、ホッブズ研究における重大な論点の一つをクリアに整理し、明示した。この点は画期的である。著者は次のように論じている。「経験知の適用においては研究や推論に基づく「正しい使い方」を獲得する必要があると説いており、経験知の真の有用性をその理論的裏付けに求めていると言える」(第二章68頁)。第二に、ホッブズの「命令」と「助言」の峻別に注目することにより、R. Tuckをはじめ

昨今のホッブズ研究で活発に議論がなされている、ホッブズにおける「主権」と「統治の運営(執行/行政)administration」の区別の論理を明示した。この点も日本の学界に対する大きな貢献と言える。著者は『リヴァイアサン』第21章を引用し、次のように述べている。「こうした記述〔『リヴァイアサン』第21章引用抜粋〕には主権と統治を区別するホッブズの思想が反映されている」(第五章139頁)。

評者がとくに本書に賛同するのは次の二点である。第一に、ホッブズにおける歴史と科学(学知)に関して、『リヴァイアサン』でホッブズは、知識を事実についての知識と科学としての知識(語の定義と三段論法による論理的推論から導出される知識)の二種類に分ける。事実についての知識は実際の見聞に基づく絶対的知識あり、科学としての知識は幾何学の論証のような条件的知識である。そして、事実についての記録が歴史と呼ばれ、科学の記録が哲学書と呼ばれる³。すなわち、ホッブズが翻訳したトウキュディデスの『戦史』は事実についての知識に属し、幾何学的論証方法に基づくホッブズの政治学は科学としての知識ということになる。

この分類に先立って、ホッブズは、過去の事例の考察や経験に基づく思考である思慮(prudence)と、研究と勤勉により獲得される能力である推論(reason)とを区別する。経験は動物でも持つが、推論は後天的に努力して勉強することで初めて得られる人間に固有の能力である。推論には言葉と幾何学的な論証方法が必須であり、人々は教育と訓練によってこれを身につけていく⁴。ホッブズは思慮を無用だと言っているのではなく、確

3 Thomas Hobbes, *Leviathan*, ed. Noel Malcolm, 3 vols. (Oxford: Clarendon Press, 2012), Ch. 9, p. 124. 以下同書からの引用の際は、*Leviathan*と略記する。邦訳として、ホッブズ『リヴァイアサン』全4巻、水田洋訳、岩波書店、1954-1992年。

4 *Leviathan*, Ch. 3, pp. 42, 44; Ch. 5, pp. 72, 76.

実性において、思慮は科学としての学知に劣り、学知は明白に証明できる事柄では絶対確実であることを強調しているのである。思慮も学知もともに有用であるが、生得的な能力である思慮は経験値を高めればそれに比例して自然に深められるのと異なり、学知は教育と訓練の場と制度および学習者自身の勤勉な努力が必要であるため、主権者は学知修得のための公衆教育の制度化を意識的に配慮しなければならない。ホッブズからすれば、戦争や内乱の抑止のためには、公衆教育として、今こそ科学的な政治学である『リヴァイアサン』が大学で教えられるべきであるというわけである。

歴史と科学（哲学）は以上のような観点から区別されている。『リヴァイアサン』執筆時点でのホッブズは、明らかに科学（哲学）のほうに肩入れしているように見える。しかし、1666年以降、ホッブズ自身、イングランド内戦の原因を探究した歴史『ビヒモス』を執筆したり（1682年に死後出版）⁵、トゥキュディデスの『戦史』の翻訳修正版第二版を最晩年の1676年に出版したりしているように⁶、過去の自分の翻訳作品を否定したわけでもなく、歴史の執筆を拒否したわけでもなかった。ホッブズは、『ビヒモス』により、イングランド内戦の原因や王党派と議会派の政治的駆け引きと決断の可否を吟味し、トゥキュディデスと同様、未熟な判断を未来に繰り返さないよう、歴史を政治的に分析する書を著したのである。

以上、本書の功績と哲学と歴史の峻別というホッブズの思想の特徴を確認したうえで、評者は本書に対し次の問題点を指摘したい。それは、「タキトゥス論」の取り扱いの問題

性である。

著者は第六章171頁において、国家を弱め解体させる原因の一つである『リヴァイアサン』第29章の「絶対的権力の欠如」の文章⁷を引用し、「ここでホッブズは、政体移行をあくまでローマの事例に限定している」と論じている。しかしながら、『リヴァイアサン』のこの「絶対権力の欠如」の箇所では、著者の引用したローマの事例のすぐ後にアテナイの人民とソロンの関係の事例が出てくる。これは、サラミス島の領有をめぐる隣国メガラと争っていたアテナイにおいて、主権者であるアテナイの人民が自らサラミス島のための戦争再開を制限し、自分たちの主権を制限した事例であり、戦争が長期に及んだため嫌気がさしていたアテナイ市民に対し、詩人でもある執政官のソロンが詩を朗読して戦争の再開を承認させた事例の記述である。すなわち、もしソロンが戦争を再開させなかったならば、メガラからサラミス島を奪還できなかっただけでなく、アテナイがメガラに侵略されていた可能性があるということ、つまり国家が解体した可能性があるということ（敗北すればアテナイ人はメガラの奴隷とされ政体が変わる）の事例である。第29章の「絶対的権力の欠如」の節は、ローマの事例だけでなく、同時にギリシアの事例も（ついでに言えば）イングランドの事例も掲げられている。この「絶対権力の欠如」の節は、政体移行というよりは主権を制限することにより国家が解体する可能性が出てくることを示す記述である。

本書第六章の行論は、ホッブズの政体移行論に注目し、とくに初期の「三つの論考」のうちの「タキトゥス論」をホッブズのローマ

5 ホッブズ『ビヒモス』（山田園子訳）、岩波文庫、2014年、372頁。

6 山田園子解説・翻訳「トマス・ホッブズ『トゥーキュディデスの生涯と歴史』（上）」、『広島法学』第31巻、第2号、2007年、211-212頁。

7 *Leviathan*, Ch. 29, p. 500.

史理解の基礎として位置づけ、その観点から『リヴァイアサン』の当該箇所を読み解こうとしている。しかし、この箇所を、ローマ史のみに引きつけて捉えるのは、『リヴァイアサン』の国家解体論を補完する「事実についての知識」の範囲を狭めることになる。

そもそも「三つの論考」はホップズが真の著者といえるかどうかについて先行研究において依然異論がある。著者も注(18)で、「本書の関心は、「三つの論考」がホップズ作か否かではなく、ホップズが古典から何を学んでいたのかを探ることにある」、ホップズのローマ理解の淵源を特定する資料として「タキトゥス論」を検討する」と書いている。ところが本書は、事実上「タキトゥス論」をホップズのローマ理解の基礎に置いている。

本書は、『法の原理』、『市民論』そして『リヴァイアサン』へと展開していくなかで、ホップズの議論の中心が政体移行論ではなく、国家解体論へと変化していくプロセスを解明している。この点の基本の論旨は明解で評価に値する。しかしながら、著者は、『リヴァイアサン』をローマの政体移行論に引きつけて読解するきらいがあり、先行研究においてもホップズが真の作者といえるかどうかについて依然として異論がある「タキトゥス論」に、いささか引きずられすぎているような印象を受ける。繰り返すが、引用箇所である「絶対権力の欠如」の節は、政体移行というよりは国家の解体の原因をいくつか事例を挙げて説明しているところであり、ローマの事例はその一つにすぎない。

評者も、「タキトゥス論」が初期ホップズのローマ理解を示す資料となりうる可能性を否定するものではない。しかし、後年ホップズが、トゥキユディデスの『戦史』の翻訳は修正第二版を出して再版を繰り返したのに対し、「三つの論考」にはまったく言及しない

事実を鑑みると、その取り扱いには慎重であるべきであり、少なくとも『リヴァイアサン』の読解において「タキトゥス論」を直接引きつけて、ローマ史のみに重きを置く理由はない。

ホップズは書物の権威に依拠することを否定するが、その際彼は同じ第29章の「ギリシア人やローマ人の模倣」で「古代ギリシア人やローマ人の政治や歴史の書物」という言い方を⁸。また、その直前の節「近隣諸国の模倣」では、ユダヤ人、ギリシア人、およびネーデルラントのような低地諸国の事例が挙げられている。とくに、ユダヤ人が近隣諸国と同様の人間による王政を求め、神による王政から政体を変更した事例は、『リヴァイアサン』後半部の神の王国論の支柱となる歴史的転換となる事実であり、重要である。ホップズは聖書に描かれるユダヤ人の歴史を事例として利用しており、古代ギリシア人やローマ人の歴史と同様に、『リヴァイアサン』前半の哲学的理論を補完している。

最後に、評者からコメントを付したい。評者も、ローマ史がギリシア史や聖書の歴史と同様、ホップズの思想において重要であることを認めるものである。とはいえ、ホップズにおいてローマ史は、ギリシア史や聖書の歴史叙述と同じく、本書が指摘しているとおり、「歴史から一般法則を引き出す歴史叙述の伝統」ではなく(153頁)、学知としての政治哲学が導出した理論(条件的知識)を補完する「事実についての知識」(絶対的知識)である。ホップズは『リヴァイアサン』第9章で、科学としての知識と事実についての知識を峻別したうえで、図を用いて知識を詳細に類別し、自らの学術的方法論を確立した。この図式に従って、ホップズは哲学的方法を用いて歴史すなわち「事実についての知識」(絶対的知識)についても推論を行い、自ら

8 *Leviathan*, Ch. 29, p. 506. 本書172頁。

の哲学における主張が歴史においても裏付けられることを示したのである。

著者は、ホッブズの学知の源としての「事実についての知識」それ自体の意義を強調するが、それをあまりに強調しすぎると、ホッブズ自身が依って立つところの哲学と歴史の区別に基づく方法論の意義を掻き消してしまいかねない。ホッブズの議論の矛盾を突くという問題関心であれば、そうした批判を展開する論の立て方もありうるだろう。しかし、本書はそうした立論をしていない。本書は、『リヴァイアサン』は「歴史から一般法則を引き出す歴史叙述の伝統」とは異なるということを主張しているのであるから、上記の点は留意すべきであろう。

3. 討論2 (岡田)

本書は博士論文に加筆修正を加えたものであるとともに、4本の査読論文を基にしている。本稿ではまずこれらの既刊の査読論文について、掲載雑誌の査読に関するデータを示す。その後著者に対する疑問をいくつか挙げ、最後に、著者の関心に沿った（と思われる）研究について一つ提案をしたい⁹。

近年日本の思想史の業界でも査読制度が定着しつつある。ここでは著者の業績の外在的な説明として、著者が査読論文を公刊した各学術雑誌のアクセプト率を（公表されている限りで）示したい。本書の基となった査読論文を著者が公刊したのは①『政治思想研究』

第16号、2016年、②同上第19号、2019年、③『社会思想史研究』第43号、2019年、④『イギリス哲学研究』第42号2019年である。このうち『政治思想研究』のみ、具体的に何本の論文が投稿されたかを公表していない。ただし、管見の限り一度だけ、「20点を超える応募があり」、このうち9本の論文が掲載された¹⁰と記している。また、「エントリー段階では20点弱」という論文数について「ほぼ例年と同数」だとも明言している¹¹。このうち掲載論文数は、近年おおよそ7~9本である¹²。『政治思想研究』以外の雑誌では投稿論文の本数も公表されている。近年の『社会思想史研究』について「社会思想史学会研究奨励賞の公示」に示されているところを見ると、2017年の公募論文には17篇の応募があり、6篇が掲載された¹³。同様に、2016年の公募論文には16篇の応募のうち6篇が、2015年の公募論文には22篇の応募のうち9篇が掲載された¹⁴。続いて『イギリス哲学研究』について「編集後記」に記されているところを見ると、2021年公刊のものは8篇の応募に対し1篇が、2020年公刊のものは11篇の応募に対し3篇が、2019年公刊のものは8篇の応募に対し3篇が、2018年公刊のものは6篇の応募に対し2篇が採用された。ここで提示したデータは、著書の公刊論文が厳しい査読に耐えていることを示す一つの指標となるだろう。

以上に示唆したように、厳しい査読を経た著者の研究がホッブズ研究に重要な貢献をしていることは疑いない。だが同時に著者に対

9 本書の書評は『イギリス哲学研究』第45号、2022年、38-40頁でも公刊している。著者に対する疑問点で内容の重複があることをお断りしておきたい。

10 『政治思想研究』第19号、2019年、1頁。

11 『政治思想研究』第21号、2021年、1頁。

12 具体的には、9本（2017）、7本（2018）、9本（2019）、7本（2020）である。

13 『社会思想史研究』第42号、2018年、6頁。なお、『社会思想史研究』第43号、2019年以降の「社会思想史学会研究奨励賞の公示」には、この情報は掲載されていない。

14 『社会思想史研究』第41号、2017年、6頁および同書、第40号、2016年、6頁。

しては疑問もいくつかある。

第一に、序論で「マルコムやポールのホッブズ解釈の是非は、本書の中で論じることにした」とある(10-11頁)。だが、結局のところ、著者は彼らの研究をどう評価するのか。

第二に、著者は序論でホッブズの助言論に関する先行研究について挙げた後、既存の研究は包括的ではなく断片的だったと指摘する。そこで、「助言をめぐるホッブズの政治思想を明らかにするには、様々な研究を統合する必要がある」と主張する(11頁)。だが、なぜホッブズの助言論に関する先行研究を統合する必要があるのか。もちろん著者は自らの研究の意義について序論や結論部で説明しているものの、この問いに答える形で改めて説明を伺いたい。

第三に、著者はどのような目的でホッブズの文脈を調べているのか。というのも、ホッブズ研究の中にはホッブズの文脈についてあまり言及せずに、テキスト解釈に注力するタイプのものもある。また、例えば第1章の「助言の思想史」が後の章におけるホッブズの分析を深めているという印象を受けない。そこで、文脈を調べることがなぜホッブズの理解に必要なのか、本書では文脈を調べることによってホッブズについて具体的にどのような新たな理解が得られたのかといった問いについて、著者の考えを伺いたい。

最後に、ホッブズの近代性を考察する研究について一つの提案をしたい。著者はホッブズの近代性を巡る議論に関心を示すものの、「『近代』の視点を一旦脇に置き、同時代の言説に目を向け」と述べる(6頁)。だが、もしホッブズの時代の人々が自らの時代を「近代」として意識していたのなら、その内実と特徴を具体的に明らかにすることで、同時代の言説に目を向けながらホッブズの「近代性」

に関する理解を深めることが出来るのではないか¹⁵。ホッブズなど17世紀のイングランド人が自らの時代をどのように自覚していたのか、あるいは古代の思想のうちどのような側面をどのように摂取していたのかを明らかにするのが、この問題について理解を深めるための道筋ではないかと思われる。

4. 討論3: ホッブズは本当に多元的国制を提唱した「助言者」だったか? (犬塚)

上田悠久『〈助言者〉ホッブズの政治学』は、「助言」を中軸に置いてホッブズの政治思想を再構成する手法によって、これまでのホッブズ像の修正を試みた、独創的な力作である。

「絶対主義」的な主権論を唱える「急進的」かつ「非現実的」な「哲学者」、というホッブズに対するイメージは、はたしてどこまで妥当するのであろうか(149頁)

この一文には、著者の問題関心が集約されている。著者は、引用符を付した形容句の反転を目論む。そして本書の「結論」では、新しく得られたホッブズ像として、とくに2点が強調される。(1) 知的営みの次元において、ホッブズは、人文主義の伝統と「近代的」合理的思考の調和をめざしていた、(2) 政治言説の次元において、ホッブズは「イングランドの現実」をふまえた多元的な政体構想を提示した、という2点である(190-192頁)。ホッブズは、サイエンスによってこれまでの政治学の伝統を覆したわけでも、現実を度外視して理論的な最適解たる絶対主権を論じたわけでもなかったというのである。

この小文では、ここにまとめた本書の手法と結論について検討を試みたい。

15 この手法はモンテスキュー研究で取られている。川出良枝『貴族の徳、商業の精神——モンテスキューと専制批判の系譜』東京大学出版会、1996年、3、14-34頁参照。

研究手法として、著者は、「助言」に注目してホッブズを再構成した。これまでだれもおこなってこなかった「助言」という観点からの全体像の再構成によって、無理や問題が生じていないか。これがこの小文の第1の論点である。

第2の論点は、上記の結論(2)に関わる。ホッブズを多元主義者とみなす本書の結論はきわめて独創的で、それゆえきちんと吟味する価値がある。

ホッブズを含む17世紀イングランドの絶対主義、君主主義、王党主義の政治思想は、この40年で旧来の理解が大きく修正されてきた。1980年代のリヴィジョニズムの波によって、絶対主義と立憲主義を対比させるそれまでの伝統的な歴史叙述は退けられるようになり、そののちは、17世紀イングランド政治思想のメインストリームに位置する思想として、穏健な君主政論(「立憲王党主義」)に注目が寄せられた。画期となる研究は、1994年のD・L・スミス『立憲王党主義と安定の模索』だった¹⁶。ところが、「立憲王党主義」の思想史的意義を重視するこうした新しいトレンドにおいても、ホッブズだけは、例外的・異端的な絶対主義者とみなされてきた。本書は、こうした現在の通説に挑戦を試みているわけである。ホッブズは、本書が言うように、立憲王党派と同じように、多元的な政治体制を提唱した思想家だったのだろうか。

4.1. 助言帝国主義?

『リヴァイアサン』にはたしかに助言をめぐる章(第25章)があるが、だからといって、『リヴァイアサン』だけに限っても、助言(統治者に対するアドヴァイス)だけで語り尽くすのは難しいようにも思われよう。本書はどのようにして、助言だけでホッブズをめぐる

本を書き上げたのだろうか。

4.1.1. 助言のファミリー概念

ひとつには、助言だけでなく、そのファミリー概念と呼ぶいくつかの概念やテーマを一緒に扱う手法によってである。

ヨーロッパ思想史においては、経路依存的に(とくに人文主義教育の影響のもと)、統治者や政治家に対する「助言」という主題は、「レトリック」、「思慮」、「経験的知識」、「実践知」、「歴史叙述」などと一緒に語られたり、論じられたりすることが多かった。著者はこうした事情をふまえて、「助言」だけを論じるのではなく、一緒にこれらのファミリー概念にも注目し、ホッブズがこれらのファミリー概念をどのように論じたかといった点にまで射程を広げて本書を構成している。

もともと、助言とファミリー概念はあくまで別物であり、つねに一体だったわけではない。たとえば、ある人物が「歴史叙述」を論じたからといって、つねに「助言」というテーマが随伴したわけではない。ところが、本書はこの点についていささか不用意で、助言とファミリー概念の組合せが自明であるかのような態度を思わせる箇所がある。読者は、とくに第1章、第6章でこの点を意識させられる。第1章「助言の思想史」は、助言の概念史を叙述するが、助言とファミリー概念はかならずしも十分には区別されない。詳細は割愛するが、章の各段落がなにを論じているか、一覧表をつくってみるのもよいだろう。第6章「助言と歴史」は、もっぱらホッブズの歴史叙述を分析している。

助言にフォーカスしたはずの本書であるが、ときに、テーマや主題についてぼんやりとした曖昧な印象を抱かせるのは、ひとつには、助言概念とファミリー概念のこうした混

16 David L. Smith, *Constitutional Royalism and the Search for Settlement, c. 1640-1649* (Cambridge: Cambridge University Press, 1994).

在に原因があるように思われる。助言とファミリーの異同や区別、あるいは取り扱いの手法については、より本格的な予備的・方法論的考察があってもよかつたはずである。

4.1.2. 助言についてのテキスト、助言としてのテキスト

テーマや主題について曖昧な印象を抱かせるもう一つの理由は、助言概念そのものの概念分析の不徹底に求められるのではないだろうか。

もとより、著者がこの点にまったく無自覚だったわけではない。第3部冒頭には、話題の転換を意図して、「ここまで、ホッブズが「助言」の概念を使って何を批判し、何を論じようとしてきたのかを明らかにしてきた。では、ホッブズ本人は助言を試みたのだろうか」(129頁)との記述があり、著者は「助言」に複数の側面があることに意識的である。しかし、ではどのように区別できるか、分析概念として用いる場合にどんな分類が必要となるかという点について、著者がこれ以上掘り下げて論じることはない。そのため、本書の叙述には、複数の意味における助言(助言者、助言論)が十分には区別されないまま混在し、そのことが読者に曖昧な印象を与えているように思われる。著者に代わってこの点を論じるとすれば、本書が、思想史研究の分析対象としている、助言をめぐる言説・テキストは、以下の3つのモデルに区別できるように思われる。つまり本書は、「助言」という名の下に、以下の3つを分析している。

1) text on counsel(助言についての言説)

第1は、助言について論じて、助言や助言者はどうあるべきかを論じるタイプの言説やテキストである。たとえば、「おべっかは助言としてふさわしくない」という言説は、このタイプの一例である。ここでは、助言者と被助言者(統治者)のあいだでなされる助

言を、第3者たるテキストの著者(たとえばホッブズ)が論じる、という構図となっている。このタイプの言説では、助言のあるべき姿(助言する側のあるべき姿)が主題である。

2) text as counsel(助言としての言説)

第2は、テキストの著者自身(たとえばホッブズ)が、助言者として、被助言者(統治者)に向けて助言を語るタイプの言説やテキストである。「君主鑑」は、このタイプの代表である。テキストの著者は、外部から助言を観察する第3者ではなく、自らが助言の語り手である。つまりテキストの著者は、助言について語るのではなく、助言をする。このタイプの言説は、助言する側のあるべき姿ではなく、助言される側のあるべき姿(たとえば君主はどうあるべきか)を主題とする。

3) text as public counsel(公共的助言としての言説)

第3の類型は、統治者に向けた助言(第2のモデル)でなく、ひろく社会に向けた助言として書かれた言説やテキストである。本書は、統治や政治をめぐる言説を、この第3のモデルに読み替えている。そして、「哲学者が政治について語るという営みそのものを「助言」と位置」(31頁)づけて、「政治学の有り様を我々に呈示したホッブズは、まさに「助言者」と呼ぶのに相応しい」(198頁)と結論している。

これらの3つは、区別されるべき意味内容をそなえている。それゆえ、助言を中軸にすえて分析するのであれば、こうしたタイポロジーを、前提的分析として明示的に論じるべきだったのではないだろうか。また、モデル3のように概念を拡張してしまうと、「助言」は、けっきょく政治思想や政治論と同値になってしまうので、分析概念としての有効性や説明能力を損ねてしまうのではないか。そ

これは、狭義の「助言」をめぐる分析の意義も損ねることになるのではないだろうか。

4.2. 助言者のいる多元的・分極的な国制？

第2の論点に移る。ホッブズはイングラントの現実をふまえながら、助言者のいる多元的・分極的な国制を提唱していた、との解釈はきわめて独創的だが、妥当だろうか。論証は必要十分で、説得的だろうか。3つの疑問点を示したい。

4.2.1. 議論は一貫しているか

本書の第2部は、ホッブズが、「命令」と区別される「助言」概念を用いて、助言者たる教会・法律家・議会はあくまで命令権者である王に服従すべき、と主張した点を鮮やかに明らかにしている(83, 92-93頁)。ここで「助言」は、服従を調達するための概念である。ホッブズはこの議論を通じて、最上位に位置する王の下に、さまざまな政治アクターが垂直的に配置される一元的国制を描いている。

著者は、ホッブズのこの議論を、助言をめぐる論争のなかに位置づける。聖職者たちは「助言」概念をもちだして、王とそのほかのアクターが水平的・競合的に配置される多元的国制を提唱した。王権を制約するために「助言」概念を用いたこうした主張に対し、ホッブズは、「助言」から服従を導いた、というのが著者の整理である。このように第2部では、絶対主権を擁護する「助言の思想家」ホッブズが描かれる。

ところが本書の第3部には、多元的政治体制を擁護する「助言の思想家」ホッブズが登場する。『リヴァイアサン』のホッブズは、主権と統治を区別したうえで、統治の領域においては、助言者・代行者が活躍する「多元的政体論」(146頁)を提唱したというのである。

第2部と第3部は整合しているのだろうか。一貫性はあるのだろうか。助言者の補助のも

と、主権者が「最終的な判断」(77頁)を下す、という国制の基本構造にはなんら変化がないのに、なぜ第2部と第3部で異なった解釈が可能なのだろうか。(第2部は『リヴァイアサン』より前の時期を分析し、第3部は『リヴァイアサン』を分析している、という時系列をもちだす説明は、第2部でも『リヴァイアサン』が素材とされることから成り立たないように思われる。)

4.2.2. 多元性のメルクマールはなにか

「コモンウェルスの実際の「舵取り」を主権者の様々な代行者が担い、また主権者が助言者によって補佐されると考えるホッブズの言説を通じて、彼が主権の絶対的な行使に留まらない、より分極的かつ多元的な政治を志向していることが見えてきた」(145頁)。

ホッブズは、代行者や助言者といった複数のアクターが関与する統治を頭に思い描いていたので、「分極的かつ多元的な政治」を志向していたと言える、というのが著者の主張である。しかし、アクターが複数存在して統治や行政に関与すれば、あるいは複数のアクターが一定の裁量をもって関与すれば、それだけで「分極的」「多元的」と判定できるのだろうか。複数のアクターの関与、あるいは複数のアクターの一定の裁量は、たとえば、一元的な指揮命令系統を最高度にそなえる軍事組織に関しても妥当する特質である。そうであるならば、これらの特質にもとづいて「分極的かつ多元的」と判定しても、ほとんど意味はないのではないか。著者の論法や定義では、軍隊ばかりか、あらゆる専制国家、権威主義国家ですら、ひとりで一切を処理する組織でないかぎりには、「分極的かつ多元的」と論じることができてしまうように思われる。

一般に、政治学においては、多元性や分極性の概念は、複数のアクターがそれぞれなんらかの拒否権や決定権限をもつ場合にのみ利用できるのではないだろうか。多元性のメル

クマールをこのように拒否権や決定権限の分散に求めた場合、ホブズズの語る代行者・助言者には拒否権や決定権限はないので、ホブズズが多元的国制を提唱したとは言い得ない。もとより、多元性のメルクマールは、これとは別でもよいだろう。しかしいずれの場合であれ、どのようなメルクマールを採用しているかを明示することが必要である。

4.2.3. 「イングランドの政体の現実」に即していたか

さらに本書は、ホブズズは「イングランドの政体の現実に即した政体改革案を提示している」(129頁)と結論している。ホブズズは「分極的かつ多面的な政治」を志向しており、それは、多面的な「イングランドの政体の現実」をふまえた現実的な認識であった、というのが著者の理解である。

「イングランドの政体の現実に即した政体改革案を提示している」というこの大胆な命題は、どのように論証されているか。期待を寄せる読者は、肩すかしを感じるかもしれない(145-147頁)。

「ホブズズが示したコモンウェルス内の多面的構造は、イングランドにすでに存在していた多数のアクターや、諸団体(社団)を想定して描かれていると考えるのが自然である。……大陸ヨーロッパの混合政体も多面的政体論のモデルと言い得るが、ホブズズがそうした多元性を制度的に構築するよりも、より非制度的な「助言」に期待していたことに注意が必要である。……本書の第1章で紹介したとおり、イングランドには制度的、非制度的を含め、多様な助言者が存在していた。ホブズズの政体論

は、こうしたイングランドの実情に沿ったものである」(146-147頁)。

実際のところ、これが論証のほとんどすべてである。大括弧に整理するならば、ホブズズの国制論は多面的であった(そして非制度的な多元性を念頭においていた)、イングランド国制も多面的であった(非制度的な多元性もあった)、それゆえ、ホブズズの国制論は「イングランドの政体の現実」に即していたと「考えるのが自然である」、というのが本書の論証ロジックである。これで論証として必要十分だろうか。

この論点においても、分析の手法(定義や基準)をあいまいなまま論述していることが問題の根底にあるのではないだろうか。どのような基準を満たせば、ある思想が、ある現実をふまえていたと論証できるかという点をあいまいにしたまま、現実に即していた否かを論じても有意性は乏しい。ホブズズが「現実に即した政体改革案を提示している」という命題はとても魅力的だが、この命題を有意にするためには、「現実に即する」ことの意味や、この命題の判定基準や方法をめぐって、さらなる考察が必要だったのではないだろうか。

5. 討論4(稲村)¹⁷

本書は早稲田大学政治学研究科に提出された博士論文を基礎としているが、この博士論文は高く評価されたものである。著者自身が本書序論でも説明しているように、従来の教科書的な理解によれば、ホブズズは政治学を幾何学的な演繹のモデルによって構築しよう

17 稲村は社会思想史学会のセッションで司会を務めており、討論者として本書の内容にコメントしたわけではないが、本稿はセッション当日、イントロと質疑応答の際に稲村が話した内容を敷衍したものである。したがって、おおむねセッションでの発言の趣旨を表現している。

とした政治哲学者であり、アリストテレス由来の「実践学」としての政治学から訣別しようとしていた人として捉えられてきた。これに対し、著者は、ホッブズの助言論に着目することで、ホッブズの中に経験的知識を重要視する実践学の伝統がいまだ機能していることを明らかにした。様々な資料を検証していくことで上記の通説を覆していこうとする本書は知的刺激に満ちたものであり、思想史研究の醍醐味を読者に提供している。助言論という視点はホッブズ研究以外にも応用可能であり、新たな思想史研究を生み出す機縁となっている。

通説を覆そうとする際に問題となるのは、本書の新しい視点は従来の研究ではあまり着目されてこなかった側面に光を当てているのにすぎないのか、それとも枠組み自体を大きく組み替えることになるのか、どちらの研究を指向しているのかという点である。助言論に着目することで、幾何学的な政治学の創始者としてのホッブズという理解は変わらないのか、それとも通説は大きな誤解をはらんでおり、助言を中心にホッブズ政治学が構成されていると考えるべきなのか、どちらなのかがよく分からない。前者の立場を取るのであれば、幾何学的な政治学という大枠に変更はないので、ホッブズが幾何学的な議論をしている意図や背景を説明する必要はないが、後者の立場を取るのであれば、なにがしかの説明が必要になってくる。著者はどうやら前者の立場を取っているように見受けられるが、その場合、通説を再生産したとしても一般的なホッブズ理解として間違ったことを述べたことにはならない。また前者の立場では、いくら経験的知識を重要視しているホッブズに着目しても、幾何学的な学問論の中で経験的知識の役割を取り上げているにすぎない。著者の記述によれば、「政治学の場合、[中略]人々が経験的に知っている人間の気質が了解されるだけで十分なのであ」(180頁)り、

「ホッブズは、人々が共通にもつ経験的知識のみでも政治学を構築かつ理解可能なものとした」(182頁)。しかしこのあたりの記述は『市民論』を資料上の根拠とする議論であり、ホッブズが当時の情勢に促されて出版を早める必要性があったために、第一原理からの論証に基づかないことを言い訳するための発言のようにも読める。むしろ理想の学問枠組みとしては政治学についても第一原理からの論証をホッブズが望んでいるように解釈することもできる。ホッブズ政治学全体の中で、実践学の伝統に着目する本書の立場は、どの部分をどの程度まで説明したことになるのだろうか。

これに関連してもう一つの疑問は、主権者の判断・命令の性質がどのようなものなのか、という点である。助言者たちが各自の専門分野の経験的知識に基づいて、主権者たる君主に助言を提供した際、君主はどのような知識に基づいて判断し、命令を下すことになるのだろうか。著者の説明によれば、「助言者は、コモンウェルスの運営、すなわち主権の行使に必要な知識をコモンウェルスの代表者たる主権者に対して提供し、主権者が熟慮し行為するのを手助けする」(143頁)。『市民論』はともかく『リヴァイアサン』では「主権者が自ら統治を司り、様々な場面において判断し行為すること」(143頁)が想定されている。「主権者は、絶対無謬の規則が通用しない、変転する現実を前にして『舵取り』をしていかなければならないので、主権者の判断を補佐する助言者には『舵取り』に必要な実践的知識を提供することが期待されている」(150頁)。とすると、この主権者の判断は経験的知識かつ・あるいは演繹的知識に基づいているのか、それとも知識に基づいておらず君主の任意となっているのだろうか。前者の立場を取れば、知識の内容が正しいから主権者が命令することになるが、後者の立場を取る場合、主権者の命令したことが

正しいことであるとする神命説的なホッブズ理解に即したものとなる。多元的で分極的な政体論を強調する本書の趣旨に照らして主権者とそれ以外のアクターの関係を明らかにするためにも、主権者の判断・命令の性質を説明する必要があるのではないだろうか。

6. 討論者に対する応答（上田）

6.1. 討論1（梅田）について

まず「ここでホッブズは、政体移行をあくまでローマの事例に限定している」（171頁）との記述について指摘があった。文中の「ここで」は、直前で引用した、古代ローマの共和制（これをホッブズは「民主制」と呼ぶ）が、元老院と人民との戦争によって「君主制」へ移行したと述べる、『リヴァイアサン』第29章の記述を指している。本書では『リヴァイアサン』以前にホッブズが著した『法の原理』や『市民論』において、国家設立の際は必ず民主制に始まり、民主制から君主制または貴族制へと移行する、政体移行の一般法則と言えるものが示されていたことを明らかにした。それに対し『リヴァイアサン』の当該箇所では「政体の移行を一般化せず、個別の事例として取り上げている」（172頁）と指摘したいがために、「事例に限定している」と記したが、説明不足であった。主権欠如による国家解体を示す以上の事例を「政体移行」と述べたのは読者の誤解を招いたかもしれないが、当該記述が含まれる本書第6章第3節では、『リヴァイアサン』において国家は解体を経ずして政体移行できなくなると一貫して主張している。

次に、『リヴァイアサン』をローマの政体移行論のみに引きつけて読解しており、「タ

キトウス論」に引きずられすぎている、との指摘があった。そもそもホッブズが政治論攷を執筆した時期には、ポリュビオスの『歴史』に現れる政体循環論が注目され、ローマ史を題材にしたマキアヴェッリ『デイスコルシ』などの著作は既にイングランドへともたらされているなど、古代ローマ政体への関心が高まっていた¹⁸。実際ホッブズは、『リヴァイアサン』をはじめとした各書で古代ローマのエピソードに度々言及するなど、その歴史に精通していたことが窺われる。だが、彼の古代ローマ理解に注目した先行研究は多くない。古代ローマをテーマにした書物や翻訳をホッブズは自分の名前では残していないこともあり、彼の古代ローマ史理解に対する先行研究の関心は、古代ギリシア史と比べ相対的に低いといえる。そこで本書では資料的制約があるなかで彼が古代ローマ史を十分にくみ取っていることを明らかにするべく、「初期ホッブズ」の時代に書かれ、ホッブズがウィリアム・キャヴェンデキッシュに対する家庭教師としての従事の中で執筆に関与したとされる「三つの論考」、特に「タキトウス論」に注目した。

もともと、本書が「タキトウス論」を参照して引き出したのは、ローマの政体移行という事実をホッブズも了解していたことである。そもそも「タキトウス論」の正式なタイトルが「タキトウスの冒頭部分に関する論考」であることからわかるように、この論考は、タキトウス『年代記』の冒頭数パラグラフにある一文一文を引用して、帝制成立に至る古代ローマ史の一般的理解を詳述したものである。本書が「タキトウス論」に注目したのは、この書の執筆に（著者としてではないにしても何らかの形で）関与したことが確かなホッブズが、ローマ史、特に王制から共

18 詳しくはArihiro Fukuda, *Sovereignty and the Sword: Harrington, Hobbes, and Mixed Government in the English Civil Wars* (Oxford: Oxford University Press, 1997) を参照。

和制へ、そして共和制から帝制への政体移行についての教養的知識に親しんでいたことを示すためである。よって「タキトウス論」に引きずられすぎているとの指摘は当たらないと考えている。

評者は、ローマ史のみに重きを置く理由はなく、ローマ史以外への可能性も開かれていると指摘する。たしかにホップズは『リヴァイアサン』をはじめとした諸著作で、古代ギリシアなど様々な歴史を取り上げている。当時としてはやや珍しく古代ギリシア語のトレーニングを受けたホップズは、いわゆる「初期ホップズ」の時代にトゥキディデス『戦史』の翻訳によりデビューしており、晩年にはホメロス『イリアス』『オデュッセイア』を翻訳している。そのようなホップズが古代ギリシアの歴史から大きな示唆を得ていたことは、(本書で紹介したとおり) 上述の『戦史』翻訳に際して書かれたホップズの訳者序文からも明らかである。また『リヴァイアサン』後半で旧訳聖書の世界を説明するために頻繁に登場する古代ユダヤ史は、聖俗関係にかんする彼の議論を理解する上で極めて重要である。

しかしホップズが『法の原理』や『市民論』で提示する始原的民主制から貴族制ないし君主制への政体移行のアイデアは、古代ローマ史における政体移行の事実符合している。著者はホップズの思想源泉をローマ史に限定する意図は全くないが、古代ローマ史が彼の政体論に影響を与えたと指摘する意義は大きいと考えている。(なお『リヴァイアサン』で政体移行が一般的法則から解体の一事例へと後退することは、本書で述べたとおりである(170-171頁)。)

そして、ホップズにおいて、ローマ史は、ギリシア史や聖書の歴史叙述と同じく、「歴史から一般法則を引き出す歴史叙述の伝統」ではなく、学知としての政治哲学が導出した理論(条件的知識)を補完する「事実についての知識」(絶対的知識)であるとの指摘があった。これについては、あくまで学知の例証や補完に留まらない「事実についての知識」それ自体の意義を強調したい。評者は著者が本書第2章で、経験的知識の適用には理論に基づく「正しい使い方」の獲得が必要だと述べた箇所(68頁)を引用した¹⁹。しかし著者は同じ箇所でも、研究によって得られる知識も人々の観察を通して得られる以上、経験と無縁ではないことを指摘した。またホップズは『リヴァイアサン』第3章や第5章で、思慮は「無用ではない」が「確実性において学知に劣る」と述べている。先行研究は思慮が確実性において劣ることばかりを強調してきたが、本書では「無用ではない」ことの意味を掘り下げたと言える。

著者は、哲学(学知・条件的知識)と歴史(経験・事実に関する知識)を区別し、前者の後者に対する優位を公言して憚らないホップズが、実際にはその方法論的企てをそこまで徹底できていない、あるいは意図的に徹底していないと考えている。本書第6章で「政体移行論」や教会史などを分析したのは、学知、理論的知識の例証に過ぎないとされてきた歴史叙述が、それ自体としていかなる意味を持つのか検討し、ホップズの政治学が歴史に(部分的にかもしれないが)基礎づけられていると示すためである。一方で本書は、こうした彼が立てた方法論からの「逸脱」が、彼の政治学のなかでどのように整合的に存在

19 なお当該箇所の記述「経験的知識の真の有用性をその理論的裏付けに求めていると言える」は、当該箇所でも本書が検討した『リヴァイアサン』ラテン語版第25章の記述、コモンウェルスに関する知識は「正しい推論」によって応用されない限り無用である(Leviathan, Cap. 25, p. 407)、との文言を受けたものであることに留意されたい。

しうるのかを検討した。ホッブズは自らの政治学を構想する中で、歴史から教訓を学ぶ既存の「政治」の知を否定したが、一方で政治学が純理論的学問に徹することもできないと認識しており、方法論的逸脱をあえて犯すことによって、重層的な学問としての政治学を生み出したのではないだろうか。もっとも、以上の解釈の妥当性を示すためには、今後も検討が必要であると考えている。

6.2. 討論2 (岡田) について

第一に、序論においてマルコムやポールのホッブズ解釈の是非について明記されていないとの指摘があった。本書ではこの二人の論考について各所で吟味しているため、序論で統一的な解釈をする必要は無いと考え詳述を省いてしまったが、読者に不親切であった。ホッブズの助言論に注目する両者と本書は関心が重なっており、その分析に首肯する点も多い。ただし彼らは、「学知の経験に対する優位」という通常のホッブズ理解に着地しており、こうした理解の下で助言論を分析している。そのため、「学知の経験に対する優位」を認めつつ、そこに覆い隠された経験的知識、実践の積極的意味を示そうとする本書とは、解釈の方向性が異なるのである。

第二に、助言論の断片的先行研究を統合し、ホッブズの政治思想についての見方を統合する意義について指摘があった。著者は先行研究自体に瑕疵があるとは考えていない。だが、ホッブズ研究において助言をテーマとした研究が少なく、助言が研究主題として重要視されてこなかったのは、助言をホッブズの思想を読み解く鍵であると考えている本書の立場からすると問題があると考えている。また初期近代イングランド史研究において、当時

の数ある助言論の一例としてホッブズが紹介されるに留まっており、テキスト分析に基づくホッブズ研究とイングランド史研究の分断も相俟って包括的視座を欠いている。そのため本書ではホッブズの助言論が、ホッブズの多様な議論の一例でも、数ある助言論の一例でもなく、彼の思想を包括的に見る鍵であることを示そうとした。こうして助言を切り口にホッブズの思想を見ることで、例えば彼の代表論、言語論、認識論、教会統治論など、これまで別個に検討されてきたものが繋がっていることを示し、ホッブズの意図や構想をより正確に把握することが可能になると考えている。

第三に、文脈を調べ得ることで得られた、ホッブズにかんする新たな知見について指摘があった。本書第1章でも示したとおり、助言は古典古代以来のヨーロッパ、そしてルネサンス以降のイングランドの思想史における一大関心であった。また第3章と第4章で示したとおり、17世紀中葉において「相応しい助言者」を巡る論争が展開されていた。なぜ『リヴァイアサン』において彼が一章を割いてまで助言を論じる必然性があったのかは、こうした通時的および共時的文脈を通して見ることで明らかになる。ホッブズは西洋思想史の主題でもあり、また同時代の（教会政策を含む）政治論争の主題でもあった、助言について論じる動機も必然性もあったと言えるのである。

第四に、ホッブズの歴史叙述について取り扱った本書第6章は、「助言論」という枠組みの中で論じる必要があるのか、指摘があった²⁰。本書では、哲学者の立場から政治を論じるホッブズの知的営為を、(大きな意味で)「助言」の営みとして取り扱っている。当時

20 本段落の内容は、書評会で討論者(評者)から受けたコメントに応えたものであるが、そのコメント自体は本稿では省略されている。ただし本稿注9に記載がある評者執筆の書評では言及されていることもあり、ここで応答内容を記述する。

の助言者は、経験的知識に基づく実践の営みとして助言を位置づけていた。よってホッブズの「助言」を検討する上で、「学知の経験に対する優位」を標榜する彼が、実際には経験的知識からの推論や実践知に対してどのような態度をとっていたのか、検討する必要がある。この検討の手がかりとして、本書では政体移行論について、そして歴史一般についての彼の議論を検討したのであり、第6章でそれを論じる必要性があったのである。助言論を通してホッブズの政治学とは何であるのかを問う本書の姿勢は一貫しており、第6章も含めて一体の研究となっていることを強調しておきたい。

第五に、同時代の言説に目を向けながらもホッブズ自身の「近代」意識を考察することはできるのでは、との指摘があった。本書序論でも述べたとおり、20世紀のホッブズ研究は往々にして、「近代とは何か」を問う一環として展開されてきたと言える。そこで、我々が期待する「近代なるもの」をretrospectiveにホッブズの中に求めるのではなく、ホッブズ内在的に研究する必要があると著者の研究姿勢を述べたのが、指摘のあった序論での記述である。『「近代」の視点を一旦脇に置き』と著者が記したのは、同時代言説の研究と近代性考察が無関係だと主張したかったからではないのであり、ホッブズの言説を同時代に内在して検討した後、改めて近代について問う意義はあると考えている(本書結論でも不十分ながら試みている)。本書は同時代人の近代認識を論じたものではないとはいえ、ホッブズが自らの時代をどう認識していたのかは検討に値する問題であり、それを「近代」への意識と呼ぶことが妥当なのかも含めて、今後の課題としたい。

6.3. 討論3 (犬塚) について

第一に、「助言」によってホッブズを解釈し尽くせるのか、思慮などの「ファミリー概

念」は助言論といえるのか、そして助言の概念を「社会への助言」にまで拡張したことにより、説明能力を喪失し狭義の助言概念の意義を損なっているのではないかとの指摘があった。

「ファミリー概念」を俯瞰しホッブズを読み直す上で、助言は有用な切り口である。たしかに評者が指摘するとおり、助言と「ファミリー概念」の異動や区別について、より自覚的かつ本格的な考察があつてしかるべきであった(それだけで一冊の本が書けるほどになるかもしれないが)。助言概念はホッブズの全てを説明し尽くすほど万能ではなく、また「助言帝国主義」のごとく全ての概念が助言の下に統合されるのでもない。しかし、本書第一章で示したように、ストア派の忠告(praeceptum)概念や、哲学者ソクラテスの哲学探究にも見いだすことのできる「助言」は、先行研究の蓄積もある「ファミリー概念」と並び立つ、しかもそれらと密接に連携し不可分一体的となっている概念である。よってこれらの関係性は「助言帝国主義」と言うよりもむしろ、「助言連合」とでも呼べるようなものである。それほど重要な繋がりを持つにも関わらず、助言は先行研究(とくに思想史)では注目を集めてはいなかったので、本書では「ファミリー概念」との関係性を示すことで助言概念の意義を説いたのである。

また本書では、ホッブズの助言論と〈助言者〉ホッブズを区別するなどしてはいたが、指摘の通り多様な助言概念の整理としては不親切であり、序論などで多少図式的にでも提示すべきであった。評者が提示した助言言説の三分は十分かつ示唆に富んでおり、概念としての助言を今後考察していく上での道標となる。

ただし概念の「拡張」についての懸念はあたらないと考えている。例えば本書第1章で紹介したエリオットの『統治者論』は、良い友を選び悪しきおべっか使いを避けよと教

え、何を学ぶべきなのか具体的に指針を示す「助言としての言説」(第2類型)である。だが先行研究はそのなかに、助言とはどうあるべきか、なぜ助言者は必要なのかという「助言についての言説」(第1類型)を見いだしている。分析枠組みを拡張することは、助言に関するテキストの解釈において極めて重要なのである。

そして本書で目指したのは、第1類型のなかに第2類型や第3類型を見いだすことであったと言える。第2章で助言に関するホッブズの定義や説明を詳細に分析する中で見えてきたのは、彼が第三者として「助言について語る」(第1類型)ときに、ホッブズ自身が『リヴァイアサン』という書物をどのように位置づけ、この書物を通じて何を語ろうとしたかである。「助言を論じるホッブズは、いかなる意味において助言者と言えるのか?」という本書の大きな問いに取り組む上で、本書はいわば確信犯として分析枠組みの拡張をおこなったのである。ホッブズが、哲学者が政治について語る行為をいかに捉えていたのかを、彼の助言論から探るのが本書の特徴である。拡張によって助言は政治哲学そのものになってしまったとの指摘には、それこそが狙いであると応答したい。

第二に、主権者と並び立つ助言者と、主権者に服従する助言者は両立するのか、助言者の下で主権者が最終的に判断する政体をめざしているのか、各アクターが決定権限を持たないのに多元的と言えるのか、独裁制でも多元的なのかとの指摘があった。

まず、本書第2部では「絶対主義」を擁護しているのに、第3部では多元性を擁護しているのは不整合であるとの指摘であるが、両者において解釈は一貫していると応答したい。すなわちホッブズの議論において、政治的アクターは主権者への服従を求められる

が、一方で主権者の下で一定の自律性を確保しているのである。そもそも第3部で強調する多元的政体論においても、政治的アクターは主権者への服従を要求されており、主権者に認められた裁量を逸脱することは許されていない。特に本書では、ホッブズが『リヴァイアサン』において、『市民論』など従前の政治著作と比較して、助言者の主権者に対する従属を強化した点を強調した。

一方で多元的政体論において、政治的アクターが主権者のロボットのごとく自由裁量を完全に失っていると解釈するのも不当である。本書第4章で示した、主権者の代行者たる裁判官の法運用における裁量からも分かるとおり、主権者に対する従属下でも助言者は一定の自律が認められていると解釈できる。そもそも我々は主権者を、箸の上げ下げまでもコントロールする存在として、強く捉えすぎなのではないだろうか。スキナーが示したとおり、君主制下において自由(=独立)が存在しないとする共和制論者に対し、ホッブズは君主制下における自由の存在を認めていた²¹。主権者に対して服従しながらも、裁量を持つことは可能なのである。

評者は、一定の裁量権をもって多元性を認める本書の見方では、権威主義的であっても多元的と評価できてしまうのではないかと懸念を示す。主権者が各アクターの決定を最終的に覆すようでは、とても自律的で多元的とはいえない、というのである。たしかに本書では多元性とは何かを明確に定義できてはおらず、説明として不十分であった。しかし多元性は政治学においてゆるやかに解釈されていることも事実ではないだろうか。例えば戦後日本の政治構造として政治学では定説となっている「鉄の三角同盟」において、最終決定権のない官(官僚)と財(業界団体)も一定の裁量を持っており、立法・執行権力で

21 Quentin Skinner, *Liberty before Liberalism* (Cambridge: Cambridge University Press, 1997).

ある政（政治家）と同様に政治的アクターとして認められている。被用者である官は使用者である政に対して明確な拒否権を持ち得ないが、情報の非対称性などを駆使し実質的な拒否権を発動することが可能であろう。またダールのように諸アクターの競合状態に多元性を認めることも可能である。今日、ある国家が権威主義であるか否かは、民主化指標などを用いて相対的に「より権威主義的であるか」（more authoritarian）否かで語られている。同様に、ある政体も「より多元的であるか」（more pluralistic）であるかを考慮するべきであろう。本書で行ったとおり、最終的な決定権（主権）と実際上の運用（執政、実践）を区別しつつ、後者における多元性の程度を考えていきたい。

最後に、ホッブズの国制論に見られる多元性と、イングランド国制の多元性の二つを並べるだけでは、ホッブズがイングランド国制に即しているとは言えないのではないかとの指摘があった。両者が「似ている」と指摘するだけでは厳密な論証にはなっていないとの指摘、そして厳密な論証になっていないにも関わらず、すでに論証されたものとしてさらなる議論へと進めているとの指摘については、本書の論考の至らなさとして反省したい。とはいえホッブズがイングランド国制を念頭に置いて執筆していたのかを実証するのは容易ではない。彼が『リヴァイアサン』の草稿や関連するメモを残しているとは言い難く、数少ない彼の手紙や同時代人の証言、そしてホッブズの著述から類推するほかないからである。ホッブズが『リヴァイアサン』を構想し執筆した時期のイングランド政体（国制）が多元的であったことは、本書でも紹介したとおり研究によって明らかになっている。こうした政体像とホッブズの議論との対照によって両者の相関を見いだし、蓋然的にしか把握できないとはいえ有力な由来として同定するのは、資料的制約の中でできる最大限の議論である

と考えている。新たな資料の発見・発掘に期待しながら、今後の宿題としたい。

6.4. 討論4（稲村）について

まず、ホッブズを演繹的推論に基づく幾何学的政治学を構築しようとした政治哲学者とみなす「通説」について、本書がどのような態度をとっているのかが問われた。本書では、ホッブズ本人が幾何学的政治学の構築を試み、それを公言してはばからなかったものの、実際にはアリストテレス的な「実践」としての政治学から完全には訣別できなかったことを示そうとした。よって、ホッブズを演繹的哲学のカテゴリーに含める既存の枠組みそのものを完全に否定するものではない。一方でホッブズの政治思想を実践とは無縁のものとして切り離し、アリストテレスとホッブズを二項対立に据え両者の対決ばかりを強調するのは、ホッブズ理解の阻害ともなり得ると考えており、以上の観点から「通説」には一定の留保が必要であるとの立場を取っている。

評者は、『市民論』を根拠とする説明は執筆時の制約によるもので、ホッブズの政治学を第一原理からの論証とすることの否定にはならないとする。だが評者が引用した本書2箇所の間で、著者は『リヴァイアサン』序文の「汝自身を読み」において、ホッブズが経験によって把握される情念の共通性を基盤とした理論導出を説いていると指摘した（181頁）。また『市民論』における経験的知識を基盤とする政治学の肯定を窮余の一策と解釈するならば、ホッブズがそうした解釈の余地を持たせていること自体を積極的に評価すべきではないだろうか。ホッブズ本人が政治学を、第一原理から導かれる彼の演繹的体系の中に組み込もうとしていることは確かであるが、政治学だけを、人間の持つ経験によって「切り離し」可能なものとして設計していることも確かである。以上の議論については精緻な読解に基づくさらなる検討を必要とする

ものであり、本書の議論の不十分さについての指摘は甘んじて受けなければならない。一方で評者の問題提起は、ホッブズの幾何学的政治学における経験的知識の役割を取り上げても、「通説」の否定にも肯定にも貢献しないのではないかと、とのものであるが、「通説」の完全な否定、完全な肯定のどちらにも与しない著者の立場からすると、本書の議論は妥当であると考えている。

次に、主権者本人が熟慮し判断し行為するという『リヴァイアサン』の議論において、主権者の判断は知識に基づくのか否か、基づくのであるならばその知識は経験的なのか演繹的なのか（あるいは両方か）が問われた。ホッブズによれば人の行為に先立って意志が存在し、意志に対して熟慮が先立つ。そして本書でも詳述したとおり人は熟慮の際に帰結の見通しに関する知識を要するが、その知識は（ホッブズが示唆するように）蓋然的な将来予測である。本書でも述べた通り、この知識は演繹的知識も経験的知識も含むのである²²。

とはいえ主権者の意志そして行為が「正しい」(correct)知識に基づいたものであるのか否かは、主権者の命令が「正しい」(just)こととは関係がない。本書第4章で明らかにしたとおり、主権者の正統性は、主権者の行為がコモンウェルスの安全というコモンウェルス設立の目的に適しているか否かが指標となる。そして正不正は主権者設立以前には存在せず、主権者の判断に依るとホッブズは明記しているのであるから、評者の言う「神命

説的なホッブズ理解」を逸脱するものではない。ホッブズは、主権者による命令の絶対性を示す一方で、その命令を発する主権者の意志が「正しい」知識に基づいていることを要求したのである。

評者の問題提起は、『リヴァイアサン』第30章において、「ほとんどあらゆる技芸(art)の諸規則について知っているのは誰なのかを知ることは、その技芸に関する知識の多さの程度」に依るので、「公的事柄について最も知識があるのは誰なのかを知るのは」難しいと記した、ホッブズの見解を想起させる²³。ホッブズは「正しい」知識の中に理論的知識だけでなく蓋然的知識も含めることで、政治に関する構想を現実的なものにしようとしたが、主権者が「正しい」知識を理解できるか否かについては懐疑的であったとも考えられる。しかし本書で示したとおり、単なる経験も、机上の空論も廃したホッブズは、主権者中心の政治運営に関する理想と現実の狭間でもがきながら、理論と実践を架橋する政治学を構想したのである。

付記 本稿は、JSPS科研費(19K23178)による助成を受けた研究成果の一部である。

(うえだ・はるひさ 本学部講師)

(うめだ・ゆりか 桃山学院大学)

(おかだ・たくや 大東文化大学)

(いぬづか・はじめ 法政大学)

(いなむら・かずたか 早稲田大学)

22 なおホッブズは『リヴァイアサン』第7章において判断(judgement)を、熟慮との類比によって定義している。それによると、過去と未来についての真理の究明において、かわるがわる意見が生起し、そのなかで最後の意見が判断となる。Leviathan, Ch.7, p. 98.

23 Leviathan, Ch. 30, p. 546.